

令和7年第5回階上町教育委員会会議録	
召集年月日	令和7年8月22日
召 集 場 所	階上町役場 3階 委員会室
開 会	午後6時53分
出席委員	教育長 濱 浦 幸 夫 委 員 荻ノ沢 俊 明 委 員 松 橋 竹 子 委 員 石 岡 れい子 委 員 大 前 広 道
職務のため 会議に参加 した者の職 氏 名	教 育 課 長 中 屋 敷 司 学 校 教 育 G L 森 淳 社 会 教 育 G L 中 居 勉 学校給食センター所長 田 中 稚子 国 ス ポ 対 策 室 長 金 見 靖 子
協議に諮問 した 案 件	報告第 1号 事務の臨時代理の報告（石鉢小学校屋内運動場解体工事請負契約の締結）について 報告第 2号 専決処分した事項の報告（階上町立学校施設開放運営委員会委員の委嘱）について 報告第 3号 専決処分した事項の報告（階上町給食センター運営委員会委員の委嘱）について 報告第 4号 専決処分した事項の報告（階上町立中学校部活動地域移行協議会委員の委嘱）について 報告第 5号 専決処分した事項の報告（階上町社会教育複合施設整備推進委員会委員の委嘱）について 議案第 1号 階上町教育委員会評価アドバイザーの委嘱について 議案第 2号 階上町学校部活動及び新たな地域クラブ活動の方針の制定について 議案第 3号 学校におけるカスタマーハラスメント対応マニュアルの制定について 議案第 4号 9月定例議会に付議する令和6年度教育費決算の認定について 議案第 5号 9月定例議会に付議する令和7年度教育費補正予算について

濱浦教育長	ただ今の、出席者は教育長及び教育委員4名であります。 定足数に達しておりますので、これより令和7年第5回階上町教育委員会会議を開会いたします。 ただちに本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。 日程第1 「会期の決定の件」を議題といたします。 お諮りいたします。 本委員会の会期は、本日1日といたしたいと思います。 これにご異議ございませんか。 (異議なしの声) 「ご異議なし」と認めます。 よって会期は、本日1日間と決定いたしました。 日程第2 報告第1号 事務の臨時代理の報告(石鉢小学校屋内運動場解体工事請負契約の締結)について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。
中居G L	それでは、報告第1号 事務の臨時代理の報告(石鉢小学校屋内運動場解体工事請負契約の締結)について、ご説明いたします。 本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、町長から石鉢小学校屋内運動場解体工事請負契約の締結に関して意見を求められ、申し出ることについて、緊急を要し教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、令和7年7月9日付けで事務の臨時を代理したものについて、報告するものでございます。 3枚目をご覧ください。 1 場所は、階上町大字角柄折地内 2 契約額は、1億1,423万6,988円 3 契約の相手方は、階上町大字道仏字大蛇長根4番地153 有限会社興和建設 代表取締役 金沢 譲 4 契約の方法は、落札制限付指名競争入札となります。 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、報告第1号 事務の臨時代理の報告(石鉢小学校屋内運動場解体工事請負契約の締結)について の件を終了いたします。

中居G L	日程第3 報告第2号 専決処分した事項の報告（階上町立学校施設開放運営委員会委員の委嘱）について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは、報告第2号 専決処分した事項の報告（階上町立学校施設開放運営委員会委員の委嘱）について、ご説明いたします。 本案は、階上町立学校施設開放運営委員会委員の委嘱について、令和7年6月20日付けで専決処分したため報告するものです。 2枚目をご覧ください。 委員の数は18名で、委嘱期間は令和8年3月31日までとなります。 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、報告第2号 専決処分した事項の報告（階上町立学校施設開放運営委員会委員の委嘱）について の件を終了いたします。
田中所長	日程第4 報告第3号 専決処分した事項の報告（階上町給食センター運営委員会委員の委嘱）について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは、報告第3号 専決処分した事項の報告（階上町給食センター運営委員会委員の委嘱）について、ご説明いたします。 本案は、階上町給食センター運営委員会委員の委嘱について、令和7年6月26日付けで専決処分したため報告するものです。 2枚目をご覧ください。 委員の数は7名で、委嘱期間は令和7年6月26日から令和9年6月25日までとなります。 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、報告第3号 専決処分した事項の報告（階上町給食センター運営委員会委員の委嘱）について の件を終了いたします。

森G L	日程第5 報告第4号 専決処分した事項の報告（階上町立中学校部活動地域移行協議会委員の委嘱）について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは、報告第4号 専決処分した事項の報告（階上町立中学校部活動地域移行協議会委員の委嘱）について、ご説明いたします。 本案は、階上町立中学校部活動地域移行協議会委員の委嘱について、令和7年8月5日付けで専決処分したため報告するものであります。 2枚目をご覧ください。 委員の数は8名で、委嘱期間は令和8年3月31日までとなります。 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、報告第4号 専決処分した事項の報告（階上町立中学校部活動地域移行協議会委員の委嘱）について の件を終了いたします。
中居G L	日程第6 報告第5号 専決処分した事項の報告（階上町社会教育複合施設整備推進委員会委員の委嘱）について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは、報告第5号 専決処分した事項の報告（階上町社会教育複合施設整備推進委員会委員の委嘱）について、ご説明いたします。 本案は、階上町社会教育複合施設整備推進委員会委員の委嘱について、令和7年8月20日付けで専決処分したため報告するものであります。 2枚目をご覧ください。 委員の数は10名で、委嘱期間は令和8年3月31日までとなります。 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、報告第5号 専決処分した事項の報告（階上町社会教育複合施設整備推進委員会委員の委嘱）について の件を終了いたします。 日程第7 議案第1号 階上町教育委員会評価アドバイザーの委嘱に

中屋敷課長	ついて の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは、議案第1号 階上町教育委員会評価アドバイザーの委嘱について、ご説明いたします。 本案は、階上町教育委員会の事務の点検及び評価実施要綱第3条の規定により、教育委員会の点検及び評価についての客観性を確保するため、点検及び評価の実施方法並びにその内容等について意見を聴取するなど、教育に関する学識経験を有する者の知見を活用することとし、階上町教育委員会評価アドバイザーとして、昨年度と同様、「前道仏小学校校長 小野隆雄」及び「前階上中学校校長 佐藤 邦彦」の2名を委嘱するため、提案するものであります。 委嘱期間は、令和7年9月17日から令和8年3月31日までとなります。 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声) 「質疑なし」と認めます。 お諮りいたします。 議案第1号 階上町教育委員会評価アドバイザーの委嘱について の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声) 「ご異議なし」と認めます。 よって議案第1号 階上町教育委員会評価アドバイザーの委嘱について の件は、原案のとおり可決されました。 日程第8 議案第2号 階上町学校部活動及び新たな地域クラブ活動の方針の制定について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。
森GL	それでは、議案第2号 階上町学校部活動及び新たな地域クラブ活動の方針の制定について、ご説明いたします。 本案は、階上町学校部活動及び新たな地域クラブ活動の方針を定めるため提案するものです。 (資料により事前に説明) 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。

中屋敷課長	(質疑なしの声) 「質疑なし」と認めます。 お諮りいたします。 議案第2号 階上町学校部活動及び新たな地域クラブ活動の方針の制定について の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声) 「ご異議なし」と認めます。 よって議案第2号 階上町学校部活動及び新たな地域クラブ活動の方針の制定について の件は、原案のとおり可決されました。 日程第9 議案第3号 学校におけるカスタマーハラスメント対応マニュアルの制定について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは、議案第3号 学校におけるカスタマーハラスメント対応マニュアルの制定について、ご説明いたします。 本案は、学校におけるカスタマーハラスメント対応マニュアルを定めるため提案するものです。 (資料により事前に説明) 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声) 「質疑なし」と認めます。 お諮りいたします。 議案第3号 学校におけるカスタマーハラスメント対応マニュアルの制定について の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声) 「ご異議なし」と認めます。 よって議案第3号 学校におけるカスタマーハラスメント対応マニュアルの制定について の件は、原案のとおり可決されました。 日程第10 議案第4号 9月定例議会に付議する令和6年度教育費決算の認定について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。
中屋敷課長	それでは、議案第4号 9月定例議会に付議する令和6年度教育費決算の認定について、ご説明いたします。 本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定によ

濱浦教育長	り町長より意見を求められたため、令和6年度教育費決算の認定について申し出するため提案するものです。 (資料により事前に説明) 説明は以上です。 これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声) 「質疑なし」と認めます。 お諮りいたします。 議案第4号 9月定例議会に付議する令和6年度教育費決算の認定について の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声) 「ご異議なし」と認めます。 よって議案第4号 9月定例議会に付議する令和6年度教育費決算の認定について の件は、原案のとおり可決されました。
中屋敷課長	日程第11 議案第5号 9月定例議会に付議する令和7年度教育費補正予算について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは、議案第5号 9月定例議会に付議する令和7年度教育費補正予算について、ご説明いたします。 本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により町長より意見を求められたため、令和7年度教育費補正予算について申し出するため提案するものです。 (資料により説明) 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声) 「質疑なし」と認めます。 お諮りいたします。 議案第5号 9月定例議会に付議する令和7年度教育費補正予算について の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声) 「ご異議なし」と認めます。 よって議案第5号 9月定例議会に付議する令和7年度教育費補正予算について の件は、原案のとおり可決されました。

	以上を持ちまして、令和7年第5回階上町教育委員会会議を閉会いたします。 ご苦労さまでした。 会議終了時刻 午後7時13分
--	---